

不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針

（目的）

第1条 株式会社ディエステクノロジー（以下「当会社」という。）における不正な対応を行った取引業者に対する処分方針を以下に定める。

（不正取引及び不正行為に関与したと認定する項目）

第2条 以下を不正取引及び不正行為と認定する。

- （1）物品購入、業務委託等に関する提出書類に虚偽の記載があり、契約の相手方として不適当と認められるとき。
- （2）見積書・契約書等に定められた品質・数量について不正行為を行ったと認められるとき、又は業務委託について粗雑な履行を行ったと認められるとき。
- （3）物品購入、業務委託等に関する契約に違反する等、契約の相手方として不適当と認められるとき。
- （4）当会社の従業員に対する贈賄が発覚したとき。
- （5）業務遂行にあたり、不誠実な行為を行い、契約の相手方として不適当と認められるとき。

（前記認定した取引業者への取引停止等の処分）

第3条 代表取締役は、状況調査のうえ合理的判断によって取引停止期間を決定する。

（不正防止の取り組み）

第4条 未然防止に向けて以下の取り組みを行う。

- （1）不正な取引に関与した業者への取引停止等を行う。
- （2）取引業者に対し、処分方針および不正対策を周知徹底する。

（取引業者に提出を求める誓約書）

第5条 競争的研究資金の使用時は、文部科学省のガイドラインに従い、別途定める誓約書（書式 DMXF-0003）の提出を求める。

2 誓約書には以下の項目が含まれる。

- （1）当会社の規程等を遵守し、不正に関与しないこと。
- （2）内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。

(3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

(4) 当会社の従業員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

3 取引単価が 200 万円を超える取引業者に対し前記誓約書を求め、求める頻度は年 1 回とする。

株式会社ディエステクノロジー

2025 年 2 月 25 日制定

DMXR-0005(O)